

第6期 にっしん高齢者ゆめプラン 実施状況

< 基本理念 > 共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち（地域包括ケアシステムの構築）

基本目標	施策の方向性	主な取り組み	27年度状況など（ 28年度の取り組み）
1 生きがいをもっていきいきと暮らせるまち			
（１）生活習慣病の予防			
		生活習慣病の予防、啓発（高齢期以前からの啓発） ・生活習慣病の予防の周知・啓発 ・食生活改善推進員の養成と活動支援 ・にっしん体操を広める等健康づくりの推進 健診（検診）、保健指導の充実 ・特定健康診査等の健診（検診）の実施、未受診者への受診勧奨など ・健診（検診）結果に基づく適切な保健指導 市民とともに取り組む予防活動 ・仲間づくりや場づくりによる、にっしん体操などの運動の継続支援 ・その他の自主的な活動の支援	生活習慣病の予防、啓発（高齢期以前からの啓発） ・ヘルピー健康だよりの作成・配布 ・健康講演会の開催 ・保育園にっしん体操出前講習会の実施：１３園 ・にっしん体操講習会の実施：２回実施予定 ・食生活改善推進員の活動支援（研修会６回実施予定） ・野菜をとりようキャンペーンの実施 ・健診案内等に伴う啓発 健診（検診）、保健指導の充実 ・保健指導対象者等への詳細な情報提供 ・３０代さわやか健診・結果説明会の実施 ・がん検診プロジェクトの実施 市民とともに取り組む予防活動 ・にっしん体操スポットの立ち上げ・継続支援 ・食生活改善推進員の活動支援（研修会６回実施予定） ・運動普及推進員の活動支援
（２）健康づくりの推進			
		健康づくり、介護予防の普及 ・「足腰お達者クラブ」「健口・健食元気クラブ」「回想いきいきクラブ」など二次予防事業として実施してきた介護予防事業について、新しい総合事業を活用し、より効果的・効率的な実施を検討 ・おたっしゃハウス、コミュニティサロン、ぷらっとホームなど、多様な主体による予防活動の実施 ・にっしん体操スポットの設置 ・にっしん体操普及推進員などの活用による、にっしん体操の普及 専門職を活用した健康づくり ・有効なりハビリテーションによる機能改善 ・地域ケア会議や住民運営の場へ関与	健康づくり、介護予防の普及 ・足腰お達者クラブ：４コース・各１２回（予定） 延べ５６５人参加（H28.2月末時点） 健口・健食元気クラブ：３コース・各７回（予定） 延べ１８０人参加（H28.2月末時点） 回想いきいきクラブ：２コース・各８回 延べ１２５人参加 ・おたっしゃハウス：６箇所、２１１回、延べ８,４０６人参加 コミュニティサロン：６箇所、２０６回、延べ４,５９５人参加 ぷらっとホーム：６箇所、７４４回、延べ１４,７０３人参加 コミュニティサロン、地域サロン、老人クラブの場にて保健師等による健康教育・相談・介護予防の実施 ・にっしん体操スポット：１０か所 ・高齢者予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌）の実施 ・こころの健康づくり・相談員による相談の実施 平成２８年１０月から新しい総合事業へ移行。 要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と高齢者全員を対象とする一般介護予防事業を実施 専門職を活用した健康づくり ・ふれあい・いきいきサロンや地域サロンへ保健師、理学療法士等専門職を派遣し、健康や介護予防に関する講座を開催：１３箇所 「つどいの場」への指導員派遣を検討
（３）多様な生きがいづくりの推進			
		高齢者の活動機会の提供 ・「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等を活用した自主的な活動の支援 ・シルバースクール等生涯学習、文化活動など気軽に参加しやすい場の充実、情報の提供 高齢者の居場所づくりの推進 ・「つどいの場」を地域に広げ、多様な運営主体による活動を支援	高齢者の活動機会の提供 ・ぷらっとホーム：６箇所、ほっとカフェ：１５箇所、ふれあい・いきいきサロン：１４箇所 ・シルバースクール：３箇所、３０回、延べ４３４人参加 ・生涯学習講座の募集チラシを「ほっとカフェ」などの「つどいの場」に配布し、情報提供・参加者の募集を行った。 高齢者の居場所づくりの推進 ・地域の市民が気軽に通えて、高齢者の健康づくりや交流場所となる「つどいの場」を支援するため、新規立ち上げや運営のための補助金を交付した。 １１団体、８５０,０００円（見込み） 「つどいの場」の拡充に向けた支援の継続

第6期 にっしん高齢者ゆめプラン 実施状況

< 基本理念 > 共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち（地域包括ケアシステムの構築）

基本目標	施策の方向性	主な取り組み	27年度状況など（ 28年度の取り組み）
1 生きがいをもっていきいきと暮らせるまち			
	（４）社会参加の支援		
		担い手としての社会参加推進 ・ニーズのマッチング 就労、社会参加の場 ・シルバー人材センターの支援 ・日進市介護支援ボランティア事業（にっしんおたっしゃボランティア）の充実 ・地域などでの主体的な取り組みの支援	担い手としての社会参加推進 ・元気な高齢者が地域の社会的な活動に積極的に参加できるよう、活動のコーディネートなどニーズのマッチングを図った。 就労、社会参加の場 ・高齢者の生きがいと健康のため、就業機会の提供を行った。 会員数：５１９人、 就業実人員：４８６人、就業延人員３３，８２９人日 ・おたっしゃボランティア： 登録者：８２人、受入施設：２３施設（H28.1月末時点） ・「つどいの場」を支援するため、新規立ち上げや運営のための補助金を交付した。
2 認知症の方を支える体制整備			
	（１）相談・支援体制の充実		
		総合相談窓口の充実 ・「ものわすれ相談」の周知 ・地域包括支援センターを核とした、相談ネットワークの構築 ・地域と繋がる相談支援の推進 認知症ケアパスの作成と活用 ・状況に応じたサービスの流れを理解するための、認知症ケアパスの作成 ・関係者の連携体制の強化 認知症の理解と知識の普及 ・認知症サポーター養成研修や講演会による周知・啓発 ・学校教育の場での周知 認知症の方とその家族の支援等 ・「認知症家族会」「認知症カフェ」の開催による、支援体制の整備 ・認知症やさしい手ネットにっしんの推進 ・介護者のつどい、介護者リフレッシュ事業などによる、介護をしている方への支援	総合相談窓口の充実 ・個別地域ケア会議の開催：９回 ・モデル地区（２地区）における相談活動（社協） 「ものわすれ相談」の周知及び脳の健康チェックの活用を検討 認知症ケアパスの作成と活用 認知症ケアパスの充実と活用を検討 状態に応じた具体的な支援・相談機関等の整理・掲載 認知症の理解と知識の普及 ・認知症サポーター養成講座： １４回、延べ２５１人参加 ・学校開催：２回（中学校）、延べ６３人参加 地域における認知症に関する講演会等を検討 認知症の方とその家族の支援等 ・認知症家族交流会：１２回、延べ７１人参加 ・認知症やさしい手ネットにっしん： 登録者：６１名、協力者：４５８人 ・介護者のつどい： １０回(予定)、延べ３８人参加（H28.2月末時点） 介護者リフレッシュ事業：２回 徘徊高齢者探索システム事業のあり方の検討 H28年度からステッカー配布、GPS端末購入補助制度の導入 重度の要介護者を在宅で介護する家族支援のあり方の検討 在宅サービスの充実と家族介護慰労事業（現金給付）の廃止 専門的支援のしくみづくりの検討 認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等 支えあいのしくみづくりの検討 地域における認知症高齢者の見守り・徘徊搜索支援体制の構築に向けた検討
	（２）地域ケア会議の機能強化		
		地域づくり、資源開発機能の充実 ・日進市地域支えあい体制づくり検討委員会（地域ケア推進会議）によるネットワークの構築 ・地域の住民と関係者による、支えあいのまちづくりの推進	地域づくり、資源開発機能の充実 ・地域包括ケア検討会議：３回、個別地域ケア会議の開催：９回 ・多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支えあい円卓会議）を開催：３回、１８５人参加

第6期 にっしん高齢者ゆめプラン 実施状況

< 基本理念 > 共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち（地域包括ケアシステムの構築）

基本目標	施策の方向性	主な取り組み	27年度状況など（ 28年度の取り組み）
2 認知症の方を支える体制整備			
（3）在宅介護サービスの充実			
		認知症対応型通所介護事業の充実 ・ 認知症対応型通所介護事業所の増設 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの提供 ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの参入推進 介護職員による医療行為の実施のための環境整備 ・ 介護職員による日常「医療的ケア」の円滑実施の支援 地域資源を活用した多様なサービス創設 ・ 様々な運営主体による多様な生活支援サービスの推進	認知症対応型通所介護事業の充実 ・ 平成27年12月21日～平成28年1月29日 公募実施 平成28年 2月19日～平成28年3月18日 随時募集 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの提供 ・ 平成27年12月21日～平成28年1月29日 公募実施 1事業所の応募あり 平成28年度中に事業所指定予定 介護職員による医療行為の実施のための環境整備 ・ 愛知県たんの吸引等にかかる指導者養成伝達講習の周知 ・ 市内登録喀痰吸引等事業者 3事業者 地域資源を活用した多様なサービス創設 ・ 多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支え合い円卓会議）を開催：3回、延べ185人参加
（4）医療と介護の連携			
		医療機関との連携強化 ・ 連携強化のための協議会の立ち上げ 医療、介護一貫した支援体制の構築 ・ 地域生活の効果的支援に向けた情報共有 ・ ICT（情報共有ツール）の活用検討	医療機関との連携強化 ・ 地域包括ケア検討会議(東名古屋医師会主催)に参加：5回 医療、介護一貫した支援体制の構築 ・ 在宅医療・介護連携システム導入検討会議：3回（予定） 検討部会を設置し、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組方法等について検討
（5）権利擁護の推進			
		認知症高齢者の権利擁護 ・ 地域包括支援センターとの日常的な連携 ・ 尾張東部青年後見センターの積極活用	認知症高齢者の権利擁護 ・ 市民後見人養成研修の開催 ・ 後見人の市長申し立て 5人
3 地域で支え合い、いつまでも暮らせるまち			
（1）在宅生活の支援			
		多様な社会資源の活用 ・ 様々な社会資源との協働 多様な担い手の養成、確保 ・ 認知症サポーター養成などによる人材育成 生活支援サービスの実施 ・ 緊急通報システム、訪問理美容、エコサポート等生活支援サービスの充実 ・ 移動が困難な高齢者の外出支援	多様な社会資源の活用 ・ 多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支え合い円卓会議）を開催：3回、延べ185人参加 多様な担い手の養成、確保 ・ 認知症サポーター養成講座：14回、延べ251人参加 生活支援サービスの実施 ・ 利用者数：緊急通報システム 147人、訪問理美容 44人、エコサポート 92人、配食 121人、寝具洗濯乾燥 5人、軽度生活援助 2人 ・ 福祉有償運送事業実施団体公募：2団体
（2）地域支え合い活動の充実			
		地域の人材の確保 ・ 多様な担い手の確保に向けたきっかけづくり 多様な担い手の養成、確保 ・ それぞれのニーズにあった講座等の実施や情報の提供 つどいの場を核とした支え合い活動 ・ 地域活動の拠点としての、つどいの場や公共施設などの活用 ・ 生活支援コーディネーターやCSWによる地域活動の支援	地域の人材の確保 ・ 地域福祉計画説明会の開催：18区 ・ また、つどいの場を含めた地域活動に関心がある方対象に、「場リスタ養成講座」を開催した。 連続5回講座のうち、3回までの参加者延べ85人 多様な担い手の養成、確保 ・ 地域福祉計画説明会の開催：18区 つどいの場を核とした支え合い活動 ・ 地域福祉計画説明会等の開催：18区 ・ 多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支え合い円卓会議）を開催：3回、延べ185人参加 ・ 平成28年度の生活支援コーディネーター配置・活動内容等を検討

第6期 にっしん高齢者ゆめプラン 実施状況

< 基本理念 > 共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち（地域包括ケアシステムの構築）

基本目標	施策の方向性	主な取り組み	27年度状況など（ 28年度の取り組み）
3 地域で支え合い、いつまでも暮らせるまち			
（3）在宅生活を支える地域の基盤づくり			
		地域資源の確保 ・地域資源を整理し、活用を検討 生活支援コーディネーターの育成 ・地域での生活支援にむけた、生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置による情報共有・連携強化 地域の連携づくり ・つどいの場の自主的な運営の支援 ・認知症サポーター養成などによる地域での理解促進	地域資源の確保 地域支援コーディネーターの業務として検討 生活支援コーディネーターの育成 ・多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支え合い円卓会議）を開催：3回、延べ185人参加 生活支援コーディネーターを配置及び協議体の設置を検討 地域の連携づくり ・地域の市民が気軽に通えて、高齢者の健康づくりや交流場所となる「つどいの場」を支援するため、新規立ち上げや運営のための補助金を交付した。 また、つどいの場を含めた地域活動に関心がある方対象に、「場リスタ養成講座」を開催： 連続5回講座のうち、3回までの参加者延べ85人 ・認知症サポーター養成講座：14回、251人参加 「つどいの場」の拡充に向けた支援の継続
（4）社会参加を意識した自主活動の推進			
		老人クラブ等の活動支援 ・老人クラブへの継続支援 担い手としての高齢者の社会参加 ・にっしんおたっしゃボランティアなどによる、高齢者の社会参加の推進	老人クラブ等の活動支援 ・老人クラブ補助金：市老人クラブ連合会 単位老人クラブ：39クラブ 担い手としての高齢者の社会参加 ・おたっしゃボランティア： 登録者：82人、受入施設：23施設（H28.1月末時点）
4 介護保険制度の円滑な運営			
制度を円滑に運営するための仕組み			
		新しい総合事業を含めた地域支援事業への移行 ・段階的に「新しい総合事業」を実施 ・地域での生活支援にむけた、生活支援コーディネーターの配置（再掲） ・協議体の設置による情報共有・連携強化 介護保険サービスの適正な利用と質の向上 ・介護給付適正化システムからの情報活用 ・利用者への給付費通知の送付 ・指定地域密着型サービス事業者への適切な指導 ・「地域ケア会議」の実施、介護人材の育成 ・介護相談員の派遣によるサービスの質の向上	新しい総合事業を含めた地域支援事業への移行 ・多職種による生活支援体制の勉強会（にっしん地域支え合い円卓会議）を開催：3回、延べ185人参加 新しい総合事業への移行に向けた準備（平成28年10月から） 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置を検討 介護保険サービスの適正な利用と質の向上 ・介護給付適正化システムを活用したヒアリングシート作成及び送付 3回（66件） ・給付費通知送付 2回（4,153人分） ・指定地域密着型サービス事業所への実地指導：1事業所 ・個別地域ケア会議の開催：9回（予定） ・介護相談員の派遣事業所数 15事業者（32事業所）
介護サービス量の見込み			
		各種サービスの見込量	
地域支援事業			
		仕組みの見直し	

地域密着型サービス運営部会 協議事項報告

開催日時 平成28年3月25日 午後1時30分から

（１）部会長、副部会長の選任

（２）地域密着型サービス運営部会について、所掌事務の確認

（３）地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新について

- ・平成28年3月25日現在、日進市内の地域密着型サービス事業所、認知症対応型共同生活介護（むつみ苑 平成27年6月27日、あいわ 平成27年7月31日）の指定更新を行ったこと、平成28年3月16日に認知症対応型共同生活介護事業所（のどか）の実地指導を行い、おおむね良好であったことの報告を受ける。
- ・地域密着型通所介護（定員18人以下）の創設について、日進市内10事業所、日進市外22事業所について、日進市のみなし指定となることの説明をうけ、日進市外1事業所（名古屋市天白区平針、リハビリ康センター）について、平成28年4月1日付で新規指定することについて問題ない旨の意見を述べる。

（４）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定について

- ・応募事業者：医療法人 悠山会（名古屋市天白区植田）
日進市地域密着型サービス整備事業者選定委員会の審査状況を確認の上、事業所整備事業者として問題ない旨の意見を述べる。

平成 27 年度日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会
第 1 回地域包括支援センター運営部会 次第

日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金）

午後 1 時 30 分～

場 所 日進市役所本庁舎 2 階第 4 会議室

1 あいさつ

2 議 題

（1）部会長等の選任について

（2）平成 27 年度地域包括支援センター事業実績について

（3）平成 28 年度地域包括支援センター事業計画（案）について

（4）地域包括支援センターにおける介護予防業務の 公正 ・ 中立性について

3 その他

平成 27 年度日進市地域包括支援センター事業実績

資料①

1. 地域包括支援センター運営体制

(1) 趣旨

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置しています（責任主体は市町村）。

(2) 設置 時期：平成 18 年 4 月 1 日

形態：委託（旧在宅介護支援センター設置法人）

名 称	受託法人
中部地域包括支援センター	（社福）日進市社会福祉協議会
東部地域包括支援センター	（医）愛泉会
西部地域包括支援センター	（社福）日進福祉会

日進市は高齢者を見守る日常生活圏域を中学校区と定め、3 地区に包括を配置しています。

	担当地域
中部	蟹甲・折戸・栄（一・二丁目）・本郷・岩崎・岩藤・南ヶ丘・東山・藤塚・竹の山
東部	藤枝・米野木・三本木・藤島・北新・五色園・栄（三～五丁目）
西部	赤池・赤池南・浅田・浅田平子・梅森・梅森台・野方・香久山・岩崎台

	H26. 1 月末	H27. 1 月末	H28. 1 月末
人口			
中部	31,544 人	31,945 人	32,272 人
東部	21,430 人	21,668 人	21,765 人
西部	33,051 人	33,359 人	34,024 人
市全体	86,025 人	86,972 人	88,061 人
高齢者人口			
中部	6,661 人	6,929 人	7,061 人
東部	4,304 人	4,521 人	4,655 人
西部	4,889 人	5,179 人	5,341 人
市全体	15,854 人	16,629 人	17,057 人
高齢化率			
中部	21.1%	21.7%	21.9%
東部	20.1%	20.9%	21.4%
西部	14.8%	15.5%	15.7%
市全体	18.4%	19.1%	19.4%

○包括エリア別認定者

(H26.1月末)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
中部	166	154	222	147	125	106	82	1,002
東部	85	93	122	100	73	64	51	588
西部	86	135	133	110	92	112	77	745
合計	337	382	477	357	290	282	210	2,335

(H27.1月末)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
中部	175	174	187	165	116	129	83	1,029
東部	132	88	125	85	71	73	49	623
西部	97	143	127	127	76	88	77	735
合計	404	405	439	377	263	290	209	2,387

(H28.1月末)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
中部	198	181	214	165	120	121	75	1,074
東部	106	110	124	99	72	63	59	633
西部	119	149	127	130	73	79	63	740
合計	423	440	465	394	265	263	197	2,447

(3) 地域包括支援センター職員配置の状況 (H28.1月末現在)

	職員数	職 種 等
中部	8 名	保健師、看護師 2 名 社会福祉士 1 名 主任ケアマネジャー 1 名 ケアマネジャー 3 名 事務職 1 名
東部	4 名	保健師、看護師 1 名 社会福祉士 1 名 主任ケアマネジャー 2 名
西部	5 名	保健師、看護師 2 名 社会福祉士 1 名 主任ケアマネジャー 1 名 ケアマネジャー 1 名(兼務)

	H26.1 月末	H27.1 月末	H28.1 月末
地域包括支援センター連絡会			
3 包括全体	12 回	10 回	10 回
職種別部会			
社会福祉士	14 回	7 回	12 回
主任ケアマネジャー	12 回	11 回	13 回
保健師・看護師	14 回	10 回	10 回

2. 総合相談支援業務

(1) 総合相談業務

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
相談件数	(延べ件数)		
中部	12,450 人	9,803 人	9,164 人
東部	7,880 人	6,137 人	6,935 人
西部	9,476 人	7,835 人	7,875 人
訪問件数	(延べ件数)		
中部	1,586 人	1,236 人	1,218 人
東部	1,581 人	1,243 人	1,265 人
西部	1,474 人	1,101 人	1,036 人

(2) 地域におけるネットワークの構築

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
地域ケア会議の開催		7 回	7 回
地区ケア会議の開催	14 回	14 回	15 回
コミュニティサロンでの福祉講座	1,428 人	1,378 人	1,486 人
地域サロン老人クラブでの啓発講座	447 人	478 人	565 人

3. 権利擁護事業相談支援業務

(成年後見制度の活用)

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
相談・対応件数	194 件	117 件	76 件
市長申立ての支援件数	2 件	2 件	3 件
後見人等報酬助成継続	0 件	2 件	1 件

(高齢者虐待への対応)

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
相談・対応件数	29 件	27 件	21 件
権利擁護業務件数	(延べ件数)		
困難事例への対応	566 件	463 件	1,087 件
虐待事例への対応	480 件	449 件	424 件
消費者被害への対応	28 件	33 件	39 件

4. 包括的・継続的マネジメント（地域における関係者のネットワーク）

	H25.1月末	H26.1月末	H28.1月末
居宅介護支援事業者等連絡会	780 人	764 人	800 人
居宅サービス事業者提供票受け渡し	869 人	840 人	876 人
サービス事業者連絡会（金木屋）	104 人	113 人	95 人
グループホーム運営推進会議	66 回	33 回	33 回
地域福祉をつなぐ会 09	213 人	156 人	145 人
医療機関との連携会議	16 人	21 人	22 人
居宅介護支援事業所管理者連絡会	102 人	128 人	131 人
介護支援専門員研修会	102 人	110 人	70 人
介護職員研修会	40 人	45 人	43 人

5. 介護予防ケアマネジメント業務

（１）介護予防ケアマネジメント

ア 指定介護予防支援事業所として、ケアマネジメント業務を実施

（市全体）

	H26.1月	H27.1月	H28.1月
認定者数	719 人	809 人	863 人
給付実績数	498 人	539 人	572 人
サービス利用率	69.3%	66.6%	66.3%
包括作成実績	305 人	320 人	330 人
（包括作成率）	61.2%	59.4%	57.7%
居宅作成実績	193 人	220 人	242 人
（居宅作成率）	38.8%	40.8%	42.3%
市内居宅実施	176 人	202 人	224 人
市外居宅実施	17 人	18 人	18 人
施設等入所	10 人	14 人	16 人
サービス利用なし	221 人	270 人	275 人
サービス利用なし率	30.7%	33.4%	31.9%

（中部）

	H26.1月	H27.1月	H28.1月
認定者数	320 人	349 人	379 人
給付実績数	207 人	237 人	237 人
サービス利用率	64.7%	67.9%	62.5%
包括作成実績	126 人	131 人	130 人
（包括作成率）	60.9%	55.3%	54.9%

居宅作成実績	81 人	107 人	107 人
（居宅作成率）	39.1%	45.1%	45.1%
市内居宅実施	74 人	98 人	98 人
市外居宅実施	7 人	9 人	9 人
施設等入所	4 人	2 人	4 人
サービス利用なし	109 人	112 人	138 人
サービス利用なし率	35.3%	32.1%	36.4%

（東部）

	H26. 1 月	H27. 1 月	H28. 1 月
認定者数	178 人	220 人	216 人
給付実績数	119 人	135 人	152 人
サービス利用率	66.9%	61.4%	70.4%
包括作成実績	77 人	92 人	93 人
（包括作成率）	64.7%	68.1%	61.2%
居宅作成実績	42 人	43 人	59 人
（居宅作成率）	35.3%	31.9%	38.8%
市内居宅実施	41 人	42 人	55 人
市外居宅実施	1 人	1 人	4 人
施設等入所	5 人	9 人	8 人
サービス利用なし	59 人	85 人	56 人
サービス利用なし率	33.1%	38.6%	26.0%

（西部）

	H26. 1 月	H27. 1 月	H28. 1 月
認定者数	221 人	240 人	268 人
給付実績数	172 人	167 人	183 人
サービス利用率	77.8%	69.6%	68.3%
包括作成実績	102 人	97 人	107 人
（包括作成率）	59.3%	58.1%	58.5%
居宅作成実績	70 人	70 人	76 人
（居宅作成率）	40.7%	41.9%	41.5%
市内居宅実施	61 人	62 人	71 人
市外居宅実施	9 人	8 人	5 人
施設等入所	1 人	3 人	4 人
サービス利用なし	49 人	73 人	187 人
サービス利用なし率	22.2%	30.4%	30.3%

イ 介護予防給付ケアマネジメントの委託先

	No.	居宅介護支援事業所名	日進市全体
市内	1	日進ホーム居宅介護支援事業所	H18/4/1～
	2	ケアプラン あんじゅの森	H18/4/1～
	3	指定居宅介護支援事業所愛泉館	H18/4/1～
	4	日進市社会福祉協議会ふれあい介護支援センター	H18/4/1～
	5	日進居宅介護支援事業所	H18/5/1～
	6	有限会社はじめの一步	H18/4/1～
	7	介護支援うめもり	H18/8/1～
	8	梅森介護相談センター	H18/7/1～
	9	夢のぼけっと日進	H19/2/1～
	10	むつみ苑	H21/9/1～
	11	居宅介護支援事業所さんあい	H23/9/1～
	12	マリオ・ネット居宅介護支援事業所	H21/11/1～
	13	日進おりど病院居宅介護支援事業所	H24/11/1～
	14	居宅介護支援事業所 ケアプラン栄	H24/9/1～
	15	赤池ケアセンター	H24/7/1～
	16	にっしん岩崎台ケアプランセンター	H25/10/1～
	17	サンライフ居宅介護支援事業所	H25/12/1～
	18	いち和居宅介護支援事業所	H26/11/1～
	19	ケアプランアクボ	H27/11/1～
市外	1	ハートフルハウス居宅介護支援事業所	H18/7/1～
	2	名東総合ケアセンター	H24/7/1～
	3	和合の里指定居宅介護支援事業所	H18/9/1～
	4	株式会社名東介護センター介護相談室	H18/12/1～
	5	居宅介護支援センターまんまるみよし	H18/4/1～
	6	愛知たいようの杜在宅介護支援センター	H18/5/1～
	7	極楽苑居宅介護支援事業所	H22/9/1～
	8	介護センター・アイム	H18/4/1～
	9	アサヒサンクリーン在宅介護支援センター名古屋・指定居宅介護支援事業所	H18/4/1～
	10	アサヒサンクリーン東海	H20/6/1～
	11	豊橋市社会福祉協議会	H21/1/1～
	12	泉ヶ丘園	H22/1～
	13	太陽の森居宅介護支援事業所	H21/11/1～
	14	ケアプランセンター アイケア磐田	H21/12/1～
	15	居宅介護支援事業所 もみの木	H22/8/1～

市 外	16	ころも居宅介護支援事業所	H23/4/1～
	17	居宅介護支援事業所 草まくら	H23/8/1～
	18	ワーカーズ・コレクティブ円	H22/9/1～
	19	松下電工エイジーフリー介護チェーン東名古屋	H23/6/1～
	20	愛和ケアサービス	H23/10/1～
	21	茶や坂居宅介護支援事業所	H24/4/1～
	22	高坂苑	H24/10/1～
	23	ケアセンター穂の香	H24/5/1～
	24	ケアプラン町南	H25/12/1～
	25	メドック東郷	H25/5/1～
	26	いちじくの実	H25/6/21～
	27	ゆうらいふ瑞穂居宅介護支援事業	H25/11/1～
	28	アンプルケアサポート	H25/11/1～
	29	居宅介護支援事業所 きらら	H26/1/1～
	30	いつき介護相談センター石川橋	H25/4/1～
	31	ニチイケアセンター 瑞穂	H25/4/1～
	32	ニチイケアセンター 天白	H25/6/1～
	33	メッセージケアプランセンター 瑞穂公園	H25/5/1～
	34	ハーブ内科皮膚科在宅医療介護センター	H25/7/8～
	35	合資会社 介護相談の部屋	H25/10/1～
	36	居宅介護支援事業所「さといも」	H25/12/1～
	37	ケアマネジメントセンター夢屋	H25/11/21～
	38	和み東山居宅介護支援事業所	H26/8/1～
	39	ビガサポートセンター	H26/5/1～
	40	株式会社ベネッセスタイルケア	H26/8/1～
	41	ケアマネジメント クオレ	H27/6/1～
	42	愛知ペガサス藤が丘ケアプラン相談室	H28/1/1～
	43	ホームケアHEARTH	H27/8/1～
	44	ジックケアプランセンター名古屋	H27/4/1～

(2) 二次予防事業対象者の把握

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
二次予防事業対象者	2,394人	2,394人	2,421人
各種介護予防教室	(参加実人数)		
運動器の機能向上事業	75人	57人	66人
栄養改善・口腔機能向上事業	41人	45人	34人
回想法事業	14人	17人	19人

(3) 一次予防事業の実施

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
ゆうゆう体操教室	(延べ人数)		
中部	253 人	302 人	301 人
東部	61 人	57 人	44 人
西部	107 人	127 人	116 人

6. その他

(1) 認知症高齢者及び家族への支援

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
認知症サポーター養成講座	(延べ人数)		
中部	64 人	355 人	127 人
東部	139 人	85 人	43 人
西部	215 人	138 人	29 人

(2) 職員のスキルアップ

(各種研修会参加)

	H26.1月末	H27.1月末	H28.1月末
各種研修会			
中部	25 回	23 回	21 回
東部	34 回	40 回	32 回
西部	37 回	28 回	31 回

区分	業務内容	平成28年度 計画		
		事業内容	実施期間	手順
運営業務	1) 全体会の開催	地域包括支援センター連絡会	毎月	3部会における活動報告及び市からの連絡事項等に係る調整会議を開催する。
	2) 各部会の開催	保健師・看護師部会	随時	所管業務に係る検討・調整等を行う。
		主任ケアマネ部会	〃	〃
		社会福祉士部会	〃	〃
1・総合相談支援業務	1) 地域におけるネットワークの構築			
	・地域の社会資源やニーズの把握	「宅配店マップ」の更新	年1回	宅配店の情報収集を行い、修正する。
	・地域におけるネットワークの構築	地区ケア会議の開催・運営	年5回 (予定)	各部会でテーマを検討(3回)・各包括独自テーマ(2回以上) 「地域ケア会議について／地域の情報を知ろう／消費者被害について/各包括独自テーマ2回以上」
		中部包括地域ネットワーク作り	通年	①民生委員との個別ケース対応 ②社協在宅支援者・高齢者サービス利用者支援マップ作りの継続と管理 ③福祉フェスティバルへの参加 ④いきいきサロン等で包括のPR、出前講座等 ⑤生活コーディネーター等と協力し個別ケース会議の開催や地域課題を抽出する。 ⑥包括PR紙を作成し、担当地区内の医療機関や福祉会館等へ年4回配布 ⑦グループホーム運営推進会議への出席 ⑧担当地区内福祉会館へ消費者被害情報を配信し注意喚起を図る。 ⑨随時担当地区の地域情報を把握し、地域課題を抽出する。 ⑩関係機関の協力を得て地域ケア会議を随時開催する。
		東部包括地域ネットワーク作り		①民生委員との協力体制作り・個別ケースへの対応 ②いきいきサロン・おしゃべりランチ・五色園プラットホーム・各ほっとカフェで包括のPR・出張相談・出前講座等実施 ③老人クラブ等へのPR及び出張相談・出前講座等 ④愛知国際病院主催の健康セミナーへの協力 ⑤グループホーム運営推進会議への出席 ⑥法人内他事業所との連携 ⑦社会福祉協議会や生活支援コーディネーターとの連携を深め、担当地域での社会資源を把握・社会資源機関との情報交換を実施する。 ⑧担当地域の課題を見つけ、課題解決に向けた関係機関との連携・地域ケア会議の開催 ⑨地域の中で高齢者の集いの場となっている喫茶店などへ挨拶訪問をし、現状を把握する。また、包括の周知啓発活動を行い連携を図る。 ⑩地域の調剤薬局へ挨拶訪問。周知啓発活動を行い連携を図る。
		西部包括地域ネットワーク作り		①民生委員との協力体制作り・個別ケースへの対応 ②ほっとカフェ・プラットホームでの包括の普及相談業務実施 ③地域の社会資源を把握する。 ④赤池地区での包括の啓発活動の継続ふれあいの会への参加。各団体の把握と連携に努める。 ⑤梅森台での包括普及啓発活動 ⑥梅森新田地区でのネットワークの強化、介護予防普及啓発活動を継続。 ⑦担当地区に対しての情報収集、課題を抽出し課題解決に向けた関係機関との連携・地域ケア会議の開催。 ⑧グループホーム運営推進会議への出席
	・地域住民への啓発活動	コミュニティサロンにおける福祉講座	毎月	
	・高齢者虐待防止ネットワークの構築	業務内容に同じ	通年	
	2) 実態把握			
	・情報が寄せられやすい体制の構築	関係機関との情報交換	通年	
	・地域活動への積極的な訪問・参加への情報収集	業務内容に同じ	〃	
	・高齢者への戸別訪問	〃	〃	
	・当事者、家族、近隣者からの情報収集	安否確認優先世帯の名簿更新	年1回	介護予防対象者等(一人暮らし／高齢者世帯等)：1回/年
	3) 総合相談支援			
	①初期段階での相談対応	①業務内容に同じ ②出張相談開催(MIO香久山)	通年	西部)②月一回第二木曜日 午前11時～午後1時
	②継続的・専門的な相談支援	業務内容に同じ	〃	
	・訪問(アウトリーチ)による相談や情報収集	〃	〃	
	・支援計画の策定	〃	〃	
	・サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ	〃	〃	
	・継続支援のためのモニタリング	〃	〃	
2・権利擁護業務	1) 成年後見制度の活用促進			
	・成年後見制度普及の広報等	業務内容に同じ	随時	
	・成年後見制度の利用に関する判断	〃	〃	
	・成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援	〃	〃	
	・診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携	〃	〃	
	・成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携	〃	〃	
	2) 老人福祉施設等への措置の支援			
	・緊急対応の必要性に関する判断	業務内容に同じ	随時	
	・老人福祉法上の措置を行う必要がある場合の市との連携	〃	〃	
	・老人福祉法上の措置が行われた後の高齢者の状況把握	〃	〃	
	・成年後見制度の利用をふくめた適切な支援	〃	〃	

区分	業務内容	平成28年度 計画		
		事業内容	実施期間	手順
	3)高齢者虐待への対応			
	・ネットワークの構築、運営	業務内容に同じ	通年	虐待ケース検討会の開催／依頼のあった事業所に対して出前講座を実施する。
	・高齢者虐待に関する知識、理解の啓発	〃（必要に応じバックアップ）	〃	市との連携・協力
	・認知症に関する知識や介護方法の周知、啓発	〃（必要に応じバックアップ）	〃	〃
	・通報（努力）義務の周知	〃（必要に応じバックアップ）	〃	〃
	・相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の周知	〃	〃	
	・相談、通報、届け出の受け付け	〃	随時	
	・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）	〃	〃	
	・受付記録の作成	〃	〃	
	・緊急性の判断	〃	〃	
	・関係機関からの情報収集	〃	〃	
	・訪問調査	〃	〃	
	・個別ケース検討会議の開催	〃	〃	
	・支援方針等の決定	〃	〃	
	・支援計画の作成	〃	〃	
	・やむを得ない事由による措置の実施	〃（市へのつなぎ）	〃	
	・ 〃 措置後の支援	業務内容に同じ	〃	
	・ 〃 措置の解除	〃（必要に応じバックアップ）	〃	
	・ 〃 措置期間中の面会の制限	〃（必要に応じバックアップ）	〃	
	・成年後見制度の市長申し立て	〃（市へのつなぎ）	〃	
	・支援実施後のモニタリング	業務内容に同じ	〃	
	・個人情報取り扱いルール作成と運用	〃（必要に応じバックアップ）	〃	
	・（財産上の不当取引による被害の防止関係）被害相談	〃（必要に応じバックアップ）	〃	
	・消費生活関係部署、機関の紹介	業務内容に同じ	〃	
	4)困難事例への対応			
	・実態把握	ネットワークによるニーズ発見	随時	
	・地域包括支援センターの各専門職が連携した対応策の検討	虐待・困難事例等の検討	〃	包括連絡会で時間を設けて、各担当者が抱える虐待事例等を報告・検討する。
	・ネットワークを活用した見守り	〃	〃	
	5)消費者被害の防止			
	・各専門職や機関との連携強化による消費者被害状況の把握	①訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等への情報提供及び収集 ②市の消費生活相談、警察の生活安全課との連携を図る。	随時	①包括で入手した消費者被害情報を、各事業所あてにFAXで送り注意喚起を促す。 ②関係機関へ問い合わせ及び訪問し、消費者被害情報の把握をする。
	・消費者被害状況の地域の民生委員、介護支援専門員等への伝達と連携	業務内容に同じ	〃	ケースごとに連携を図ると同時に、会議等で情報提供及び協力を依頼する。
	・消費者被害に遭っている事例を把握した場合の市や関係機関との連携	〃	〃	市関連部署や消費生活センター、警察署、民生委員等と連携
3・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1)包括的・継続的なケア体制の構築			
	・関係機関との連携体制づくり	サービス事業者情報交換会(金木犀)	年1回	年1回開催
		居宅介護支援事業者管理者会	4回	居宅介護支援事業者管理者会開催・運営4回(四半期開催)
		居宅介護支援事業者等連絡会	毎月	居宅介護支援事業者等連絡会、実績交換会開催・運営24回(それぞれ月1回ずつ開催)
		地域密着型運営推進会議	通年	担当地区の地域密着型施設(グループホーム)の運営推進会議に出席・連携を図る。
		地域の関係機関との連携	〃	地域福祉をつなぐ会09の開催
	・地域包括ケアの推進	地域ケア会議の検討	随時	各包括での開催
		地域包括ケアに関する勉強会	〃	随時、合同で勉強会の開催
	・医療機関との連携体制づくり	医療機関との連携	通年	電子連絡帳などのICTの活用を検討、医師会との定例会議
				医師や薬剤師会等の勉強会等への協力
				市及び専門部会において医療連携について継続して検討。MSWとの連携会議(年1回)・近隣市町包括との連携・協力
		主治医連絡表等の見直し 主治医とケアマネとの連携・研修会の検討・開催		必要時、主治医連絡表の定期見直し・追加実施・必要時配布。主治医連絡票の見直し実施。必要時居宅事業所へ配布。必要時医師会等へ相談。

区分	業務内容	平成28年度 計画		
		事業内容	実施期間	手順
	・地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり	生活支援サービスの体制整備	通年	協議体への参加と生活支援コーディネーターとの連携協力
		中部包括地域ネットワーク作り		①個別ケースを通して介護支援専門員と連絡調整を行う。 ②介護支援専門員からの相談に応じ随時情報提供・相談支援をする。 ③介護支援専門員と協議し関係機関との連絡調整等連携を図る。 ④介護支援専門員へのメンタル支援を必要時行う。
		東部包括地域ネットワーク作り		①民生委員との協力体制作り・個別ケースへの対応 ②いきいきサロン・おしゃべりランチ・五色園プラットホーム・各ほっとカフェで包括のPR・出張相談・出前講座等実施 ③老人クラブ等へのPR及び出張相談・出前講座等 ④愛知国際病院主催の健康セミナーへの協力 ⑤グループホーム運営推進会議への出席 ⑥法人内他事業所との連携 ⑦社会福祉協議会や生活支援コーディネーターとの連携を深め、担当地域での社会資源を把握・社会資源機関との情報交換を実施する。 ⑧担当地域の課題を見つけ、課題解決に向けた関係機関との連携・地域ケア会議の開催。 ⑨地域の中で高齢者の集いの場となっている喫茶店などへ挨拶訪問をし、現状を把握する。また、包括の周知啓発活動を行い連携を図る。 ⑩地域の調剤薬局へ挨拶訪問。周知啓発活動を行い連携を図る。
		西部包括地域ネットワーク作り		①民生委員との協力体制作り・個別ケースへの対応 ②ほっとカフェ・プラットホームでの包括の普及相談業務実施 ③地域の社会資源を把握する。 ④赤池地区での包括の啓発活動の@継続ふれあいの会への参加。各団体の把握と連携に努める。 ⑤梅森台での包括普及啓発活動 ⑥梅森新田地区でのネットワークの強化、介護予防普及啓発活動を継続 ⑦担当地区に対しての情報収集、課題を抽出し課題解決に向けた関係機関との連携・地域ケア会議の開催 ⑧グループホーム運営推進会議への出席
	・サービス担当者会議開催支援	業務内容に同じ	随時	困難事例等の検討会に参加、助言。困難事例等の検討会に参加。委託、暫定プラン、例外給付の各事例についても助言等を行う。
	・入院(所)・退院(所)時の連携	入院(所)・退院(退所)時の連携	〃	病院SW/施設相談員と連携。居宅等につなげるまでの支援
	2)地域における介護支援専門員のネットワークの活用			
	・介護支援専門員同士のネットワーク構築	①居宅介護支援事業者連絡会 ②交流会(金木犀) ③管理者連絡会 ④日進市ケアマネ組織づくり支援 ⑤日進市居宅連絡協議会との連携・支援	①毎月 ②通年 ③4回/年 ④⑤随時	①居宅介護支援事業者等連絡会の開催・運営 ②交流会(金木犀)の開催 ③管理者連絡会の開催 ④⑤管理者連絡会等においてケアマネ主体の運営ができるよう協議しながら推進する。日進市居宅連絡協議会と管理者連絡会との連携を模索し、管理者連絡会を通じて日居連に発信の場を提供するなどして連携協力する。事例検討会等へは個々として積極的に参加する。
	3)日常的個別指導・相談			
	・相談窓口　・相談日	業務内容に同じ	通年	随時相談に応じる。
4・介護予防ケアマネジメント業務	・ケアプラン作成指導を通じたケアマネジメント指導	〃	随時	随時相談に応じる。 ケアマネへ法改正について包括からの情報提供、通知
	・個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	〃	〃	例外給付、暫定プラン等の手順について市と協議しながら作成指導を行う。自立支援、本人中心のプランに向けての指導も行う。
	・質向上のための研修	勉強会の開催	通年	金木犀開催・居宅介護支援事業者等連絡会において福祉講座の開催。
		ケアマネジャー等研修会	年2回	市が行う研修会に協力。　年4回
	・介護支援専門員に対する情報支援	居宅介護支援事業者等連絡会・在宅介護サービス事業所一覧を必要に応じて追加	毎月・通年	居宅介護支援事業者等連絡会で情報提供、サービス事業所一覧を必要に応じて更新。新規居宅等事業者やサービス事業者に対して連絡会等の案内を行い、参加を促す。
	・居宅サービス事業者等への研修等の働きかけ	金木犀開催	年1回	テーマ未定
	4)支援困難事例等への指導・助言	業務内容に同じ	通年	適宜実施
	1)介護予防二次予防事業に係るケアマネジメント業務(上半期)			
	①事業対象者に関する情報の収集	前年度基本チェックリストから二次予防事業対象者を抽出する。	5月	ケアマネジメントを通して二次予防事業(栄養・口腔)が適切と判断できる対象者に対してサービス内容を調整する
		他部局から情報提供等	通年	介護認定担当部局、訪問活動を実施している保健部局、地域包括支援センター総合相談支援業務との連携・医療機関、民生委員等からの情報収集
	②事業対象者の決定等	①生活機能低下ありの人へ事業の案内する。 ②運動教室参加希望者(対象者のみ)に必要な検査の受診券を送付する。	〃	生活機能低下ありの人へ事業の案内やサービスの調整等を行う。事業参加者へのケアマネジメント業務実施
	2)通所型介護予防事業			
	①栄養改善プログラム	栄養改善事業・口腔機能向上事業(健口・健食げんきクラブ)	7～10月	マニュアルに基づいたケアマネジメント業務の実施
	②口腔機能の向上プログラム			〃
	3)事業対象者評価事業	評価・報告	事業終了後	事後アセスメント後評価・報告
	1)介護予防・日常生活支援総合事業に係るケアマネジメント業務(下半期)			
	①事業対象者に関する情報の収集	要支援者のケアプラン等からC型事業対象者を抽出する。	7月	ケアマネジメントを通してC型事業が適切と判断できる対象者に対してサービス内容を調整する。
		他部局から情報提供等	通年	介護認定担当部局、訪問活動を実施している保健部局、地域包括支援センター総合相談支援業務との連携・医療機関、民生委員等からの情報収集
	②事業対象者の決定等	①生活機能低下ありの人へ事業の案内をする。 ②運動教室参加希望者(対象者のみ)に必要な検査の受診券を送付する。	〃	生活機能低下ありの人へ事業の案内やサービスの調整等を行う。事業参加者へのケアマネジメント業務実施

区分	業務内容	平成28年度 計画		
		事業内容	実施期間	手順
	2)通所サービスC型			
	①運動器の機能向上プログラム	運動器の機能向上事業(足腰お達者クラブ)	10～12月 1～3月	マニュアルに基づいたケアマネジメント手順に基づく
	②栄養改善プログラム・口腔機能の向上プログラム	栄養改善事業・口腔機能向上等事業 (健口・健食げんきクラブ)	10～3月	〃
	3)事業対象者評価事業	評価・報告	事業終了後	事後アセスメント後評価・報告実施。
	4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防・生活支援サービス事業利用者の マネジメント	通年	マニュアルに基づいたケアマネジメント業務の実施 ケアマネジャーに向けて総合事業の説明、勉強会等の実施
5・指定介護予防支援事業	1)予防給付に関するケアマネジメント業務	日進市における介護予防ケアマネジメントフ ローの見直し	通年	必要時、ケアマネに確認しながら見直し・修正を行う。必要時居宅事業所へ配布法改正に伴う変更に 対して検討、市と検討や協力し周知していく。
	①利用申し込みの受け付け	マニュアルに基づいたケアマネジメント業務 の実施、指導・支援	〃	
	②契約締結	〃	〃	
	③課題分析(アセスメント)	〃	〃	
	④介護予防サービス計画原案の作成	〃	〃	
	⑤サービス担当者会議の開催	〃	〃	
	⑥介護予防サービス計画書の交付	〃	〃	
	⑦サービスの提供	〃	〃	
	⑧モニタリング	〃	〃	
	⑨評価	〃	〃	
	⑩給付管理	マニュアルに基づいたケアマネジメント業務 の実施	〃	
	⑪介護報酬の請求	〃	〃	
6・その他事業	【一次・一般介護予防事業】			
	1)介護予防普及啓発事業			
	①パンフレット等の作成及び配布	機関紙における広報啓発活動 (併設事業所機関紙への掲載)	通年	中部)社協広報へのPR1回/年 東部)『こんにちは地域包括支援センター』の作成 西部)日進ホーム機関紙への掲載
	②講演会や教室等の開催	コミュニティサロンにおける講座	通年	毎月コミュニティサロン訪問
		つどいの場等における講座(いきいきサロン・ 老人クラブ等)	随時	いきいきサロン連絡会・老人クラブ連絡会へ参加し、包括支援センターについて普及啓発を行う。随時 いきいきサロン・老人クラブ等へ訪問
		ゆうゆう体操教室	通年	月1程度各包括で実施。介護予防事業の内容調整(日進市全包括共通部分)参加者のニーズに合わ せて開催回数の検討 (中部)介護予防ボランティアとの協働、連携(保健センター)、2コースでの実施継続
		介護予防講演会	随時	協力
	2)地域介護予防活動支援事業			
	①ボランティア等の人材育成	仮)介護予防サポーターの養成講座	通年	つどいの場へのボランティア派遣手法を検討
	②地域活動組織の育成及び支援	つどいの場講師派遣(いきいきサロン等)	〃	協力
	【任意事業】			
	1)家族介護支援事業			
	①家族介護支援事業	介護セミナー	随時	
		認知症カフェ開催の準備	3月	開催についての広報と当日の準備、参加対象者への声かけ等
	②認知症高齢者見守り事業	認知症サポーター養成講座開催	通年	認知症サポーター養成講座の開催 (中部)福祉実践教室における市内小中学校への認知症予防等啓発出前講座
		徘徊高齢者搜索模擬訓練の開催(準備)	〃	市と協力し、搜索模擬訓練の実施・検討
	【地域支援事業以外の事業】			
	・高齢者福祉事業	配食サービス事業	通年	調査及び調整(アセスメント)、介護予防プラン作成
		生活管理指導員派遣事業	〃	〃
		軽度生活援助事業	〃	調査及び調整(アセスメント)
		寝具洗濯乾燥サービス事業	〃	〃
		訪問理美容サービス事業	〃	〃
		緊急通報システム事業	〃	〃
		エコサポート事業	〃	〃

特定事業所のサービス集中について

―地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価―

【趣旨】

地域包括支援センターは、地域における高齢者福祉の推進を担う機関であるとともに、指定介護予防支援事業所として、介護予防支援業務を実施する事業者であることから、その運営については、高度な公正・中立性が求められています。

このため、市の地域包括支援センター等運営部会が評価基準を作成した上で、地域包括支援センターが実施した介護予防支援業務を評価することとされています。

評価基準作成の勘案事項としては、国から次の２点が示されています。

- ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。
- イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

【評価基準】

本市としては、地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価については、下記に基づき、市地域福祉課において実施するものとしています。

1. 対象サービス種類

次のサービスを対象とします。

- (1) 介護予防訪問介護
- (2) 介護予防通所介護
- (3) 介護予防福祉用具

2. 評価方法

毎年度２回、特定月（地域包括支援センター等運営部会の開催時期を考慮し、市において任意に決定するものとする。）に各地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（委託分も含む）のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与がサービス提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）の介護予防サービス計画数の占める割合が５０％を超えた地

域包括支援センターに対し、市から事情を聴取し、運営部会への報告事項とします。

ただし、対象サービス種類ごとの、介護予防サービス計画数が10未満の場合は、評価の対象としていません。

算出方法

(1) 介護予防訪問介護

介護予防訪問介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防訪問介護を位置付けた計画数

(2) 介護予防通所介護

介護予防通所介護にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防通所介護を位置付けた計画数

(3) 介護予防福祉用具

介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高法人の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防福祉用具貸与を位置付けた計画数

3. 判定基準数値の見直し

判定基準については、地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の実態に応じ必要があるときは、運営部会に諮った上で、見直しを行なうものとしています。

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の運営に関する規則

平成27年4月9日
規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成27年日進市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規則第7条の規定に基づき、協議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域密着型サービス運営部会
- (2) 地域包括支援センター運営部会
(地域密着型サービス運営部会)

第3条 地域密着型サービス運営部会は、地域密着型サービスの指定及び適正な運営の確保に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(地域包括支援センター運営部会)

第4条 地域包括支援センター運営部会は、地域包括支援センターに係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点等から第2条に規定する部会が必要であると判断した事項に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

(部会の構成員)

第5条 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、協議会の委員の中から会長が指名する。

2 各部会に部会長及び副部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により定め、副部会長は、部会委員のうちから部会長が指名する。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 各部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 各部会は部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 地域密着型サービス運営部会において、第3条第1号及び第2号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域密着型サービス事業者（指定申請者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。
- 5 地域包括支援センター運営部会において、第4条第1号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域包括支援センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じ関係者を出席させ、高齢者福祉及び介護保険に関する説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第9条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 委員の資格を失ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他職務を行うことが適当でないと認められるとき。

(庶務)

第10条 地域密着型サービス運営部会の庶務は健康福祉部介護福祉課において、地域包括支援センター運営部会の庶務は健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会及び各部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長又は部会長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。